

令和5年度 社会福祉法人集团指導

四日市市 福祉監査室

目次

- ・令和4年度指導監査結果について
- ・評議員会の招集について
- ・契約関係について
- ・役員等の選任について
- ・その他留意事項について
- ・令和5年度指導監査方針について
- ・その他

令和4年度指導監査結果について

【文書指摘】

指摘内容	件数(件)
評議員会の招集について	24
契約関係について	23
役員等の選任について	13
議事録について	5
理事会の招集について	4
理事長(会長)及び業務執行理事の職務の執行状況報告	4
計算関係書類について	3
備置きについて	3
その他	12

令和4年度指導監査結果について

【口頭指摘】

指摘内容	件数(件)
役員等の選任について	15
決議の省略について	3
理事長(会長)及び業務執行理事の職務の執行状況報告	3
その他	9

令和4年度指導監査結果について

【助言】

指摘内容	件数(件)
福祉サービス第三者評価事業の受審等について	17
評議員選任・解任委員会について	5
その他	10

評議員会の招集について

◎社会福祉法

(評議員会の運営)

第四十五条の九

10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条から第百八十三条まで及び第百九十二条の規定は評議員会の招集について、同法第百九十四条の規定は評議員会の決議について、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百八十一条第一項第三号及び第百九十四条第三項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

評議員会の招集について

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(評議員会の招集の決定)

第百八十一条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 評議員会の日時及び場所
- 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

評議員会の招集について

◎社会福祉法施行規則

(招集の決定事項)

第二条の十二 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあつては、その旨)とする。

評議員会の招集について

厚生労働省へ照会

Q 社会福祉法施行規則第二条の十二に記載の「当該目的である事項が議案となるもの」とは具体的にどのようなことをいうのか。

A 議題だけで議案となっているようなもの、例えば、監事が1名しかいない一般財団法人での「監事解任の件」という議題は議案そのものであるもので、この場合には議題とは別の議案の概要を定める必要はない。

評議員会の招集について

【記載例1】

議題及び議案の概要(予定)

決議事項

第1号議案 定款変更の件

新施設を建設し、これを別添定款案のとおり定款に基本財産として記載することを提案するものです。

第2号議案 役員選任の件

任期満了に伴い、別添候補者案に記載の者6名を新理事、2名を監事へ選任することを提案するものです。

評議員会の招集について

厚生労働省へ照会

Q 評議員招集通知において、通知書送付時に、議案書を同封する場合、議案の概要を記載せずとも議案の内容がわかるため、「別紙議案書のとおり」としても差し支えないか。

A 問題ない。

評議員会の招集について

【記載例2】

議題

決議事項

第1号議案 定款変更の件

第2号議案 役員選任の件

議案の概要

別紙のとおり

※議案書を同封する場合は、「別紙議案書のとおり」とすることも可

契約関係について

・随意契約において、複数社による見積合わせが行われていない。

【指摘事例1】

備品を購入するにあたり、1社から見積もりをもらった。金額は合計120万円だった。他社に見積書を取ることをせず、購入をした。

【指摘事例2】

施設修繕を行うために、業者から下見積もりをもらった。金額が300万だったが、2社への正式な見積依頼をし、価格がより安い業者に工事を行ってもらったこととした。

契約関係について

1 入札契約関係について

(3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合(各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと)

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

(平成29年3月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知)一部抜粋

契約関係について

1 入札契約関係について

(3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 別表

区分	金額
会計監査を受けない法人	1,000 万円
会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・建築工事: 20 億円 ・建築技術・サービス: 2 億円 ・物品等: 3,000 万円

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

(平成29年3月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知) 一部抜粋

契約関係について

1 入札契約関係について

(4) 価格による随意契約((3)アの契約をいう。)は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・ 工事又は製造の請負: 250万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ: 160万円
- ・ 上記に掲げるもの以外: 100万円

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

(平成29年3月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知) 一部抜粋

契約関係について

厚生労働省へ照会

- Q 価格による随意契約において、価格に応じて、3社以上又は2社以上の業者から見積もりを徴取するが、1社からの見積もりを徴取する価格を所轄庁において設定しても良いか。
- A 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の記載事項が全てであり、所轄庁の判断の余地はない。小規模社会福祉法人向け経理規程において、日常的な物品の購入に関して10万以下であれば1社でよいと記載があることは承知している。

契約関係について

・随意契約において、ウ緊急の必要により競争に付することができない場合に該当しない。

【指摘事例】

施設整備において、見積書を1社からもらっていたが、金額の事もあり直ぐには発注ができなかった。2月になり、当該年度において工事をしたいため、緊急工事として発注をした。

契約関係について

1 入札契約関係について

(3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

- ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
- ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
- ③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

(平成29年3月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知)一部抜粋

契約関係について

1 入札契約関係について

(3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある
場合

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

(平成29年3月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知)一部抜粋

契約関係について

1 入札契約関係について

(3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条件を変更することはできないこと）

キ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと）

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

（平成29年3月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知）一部抜粋

契約関係について

- ・契約書又は請書が作成されていない。

【指摘事例1】

業者に対して施設修繕を依頼し、500万円の工事を行った。経理規程において、契約書を作成することと記載があるにもかかわらず、契約書の作成がなかった。

【指摘事例2】

備品の購入をし、60万円を支払った。経理規程により、契約書を省略する場合の条文において100万円以下は契約書を省略できるとなっていたため、省略をした。

契約関係について

(契約書の作成を省略することができる場合)

第76条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき
- (2) せり売りに付するとき
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- (4) (1)及び(3)に規定する場合のほか、随意契約による場合において理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

社会福祉法人モデル経理規程(全国社会福祉法人経営者協議会)一部抜粋

契約関係について

(契約書の作成を省略することができる場合)

第76条

2 第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

社会福祉法人モデル経理規程(全国社会福祉法人経営者協議会)一部抜粋

契約関係について

《参考》

(請書及び契約書の省略)

第14条の2 市長は、次の各号に掲げる場合においては、前条第1項の規定による契約書に代えて請書によることができる。

- (1) 指名競争入札による契約又は随意契約で、契約金額が100万円以下のものを締結するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長において請書によることが適当であると認めるとき。

四日市市契約規則(昭和39年3月31日 規則第12号)一部抜粋

契約関係について

《参考》

(請書及び契約書の省略)

第14条の2

2 市長は、次の各号に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず契約書を省略することができる。ただし、前項の規定により契約書に代えて請書を作成することを妨げない。

(1) 指名競争入札による契約又は随意契約で契約金額が10万円以下のとき。

役員等の選任について

- ・再任する役員等から選任に係る書類を徴取していない。

【指摘事例】

再任であったため、就任承諾書を含め、選任に係る全ての書類を徴取せず、口頭のみで再任について承諾をもらい、選任をしていた。

役員等の選任について

◎選任に係る書類

- ・就任承諾書
- ・欠格事由に該当しないことの申立書
- ・親族等の特殊関係がある者に関する申立書
- ・履歴書

役員等の選任について

- ・就任承諾書(認可申請ハンドブック参照)

◎注意点

- ・任期の始期を記載する場合

例: 令和〇年〇月〇日(選任日)から令和〇年定時評議員終結の時まで

※認可申請ハンドブックには、任期の始期は記載をしていません。

役員等の選任について

◎社会福祉法

(評議員の任期)

第四十一条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

役員等の選任について

問 44－6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。

【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】

(答)

1. 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があった日である。
2. なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A

役員等の選任について

- ・欠格事由に該当しないことの申立書(認可申請ハンドブック参照)

◎注意点

- ・認可申請ハンドブックの様式を使用する場合
旧様式を使用しない。
※認可申請ハンドブックは毎年更新されています。
- ・認可申請ハンドブックの様式を使用しない場合
欠格事由に該当しないことの要件が抜けていないか

役員等の選任について

◎社会福祉法

(評議員の資格等)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号二及び第三号において「暴力団員等」という。)

役員等の選任について

- ・親族等の特殊関係がある者に関する申立書(認可申請ハンドブック参照)

◎注意点

- ・認可申請ハンドブックの様式を使用する場合
特に理事は、親族等がいる場合は、名前と続柄漏れ、□(チェック付け忘れ)
- ・認可申請ハンドブックの様式を使用しない場合
 - 評議員 社会福祉法第40条第4項及び第5項に該当しないか
 - 理事 社会福祉法第44条第6項に該当しないか
該当する場合は名前及び続柄
 - 監事 社会福祉法第44条第7項に該当しないか

役員等の選任について

◎社会福祉法

(評議員の資格等)

第四十条

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

役員等の選任について

◎社会福祉法

(役員の資格等)

第四十四条

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

役員等の選任について

◎社会福祉法

(役員の資格等)

第四十四条

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

役員等の選任について

- ・履歴書(認可申請ハンドブック参照)

◎注意点

- ・評議員、理事、監事にそれぞれ含まなければならない識見を有しているか

◎社会福祉法

(評議員の選任)

第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

役員等の選任について

◎社会福祉法

(役員の資格等)

第四十四条

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

- 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

役員等の選任について

◎社会福祉法

(役員の資格等)

第四十四条

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

- 一 社会福祉事業について識見を有する者
- 二 財務管理について識見を有する者

役員等の選任について

・新任(再任)の監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する際に、監事の過半数の同意を得ていない。

【指摘事例】

A法人は監事が2名の定員であり、欠員なし。役員候補者を決める理事会において、現監事1名が欠席をした。もう1名の監事は理事会に出席をし、議事録にも署名をした。欠席した監事は、選任についての同意書を提出しておらず、過半数の同意を得ていなかった。

役員等の選任について

◎社会福祉法

(役員等の選任)

第四十三条

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもって」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

役員等の選任について

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(監事の選任に関する監事の同意等)

第七十二条 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事(監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならない。

役員等の選任について

様式例1 監事選任に係る監事同意書

社会福祉法人〇〇〇
理事長 〇〇〇〇 様

同意書

私は、社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項の規定により、下記3の議案を今回開催する評議員会に提案することに同意します。

記

- 1 評議員会開催日時
〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分まで（予定）
- 2 評議員会開催場所
三重県〇〇市〇〇町〇〇番地 社会福祉法人〇〇〇法人本部 会議室
- 3 議案の概要
次期監事に〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を選任すること。

認可申請ハンドブック

〇年〇月〇日
監事 〇 〇 〇 〇 印

注1

同意書を得る時期は、評議員会の前であればよいですが、理事会での審議を円滑にするためにも、可能であれば理事会前に得ておくことが望ましいです。また、理事会終了後に得ても構いません。

注2

この同意書は1名につき1枚徴取する形で作成していますが、複数の監事の連名でも構いません。

注3

監事の過半数の同意が必要ですので、同意を得る人数に注意してください。例えば、監事が2名であれば2名の同意が必要となります。

その他留意事項について

経理規程の注記事項に、社会福祉法人会計基準第29条第1項第15号の内容が記載されていない。

第五節 計算書類の注記

第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

社会福祉法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第七十九号)

その他留意事項について

別紙1

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記
.....
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金.....
 - ・賞与引当金.....
3. 重要な会計方針の変更
.....
4. 法人で採用する退職給付制度
.....

13. 重要な偶発債務
.....
14. 重要な後発事象
.....
15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
.....
16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
.....

社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて(平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局長等通知)

その他留意事項について

定款に定められている議事録署名人が記名押印をしていない。

◎社会福祉法

(理事会の運営)

第四十五条の十四

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

その他留意事項について

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一) 記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと

社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日厚生省社会・援護局長等通知)
別紙2定款例一部抜粋

その他留意事項について

理事長(会長)及び業務執行理事の自己の業務の執行状況報告を行っていない。

◎社会福祉法

(理事の職務及び権限等)

第四十五条の十六

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

その他留意事項について

Q. 決議の省略をした場合は、どのように職務の執行状況報告をするのか。
報告の省略にて、職務の執行状況報告をしてもよいか。

A. 報告の省略は認められていないため、実際に開催された理事会において
職務の執行状況報告をすること。

その他留意事項について

◎社会福祉法

(理事会の運営)

第四十五条の十四

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事会の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

その他留意事項について

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(理事会への報告の省略)

第九十八条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条の十六第三項」の規定による報告については、適用しない。

その他留意事項について

厚生労働省へ照会

Q. 評議員選任・解任委員会の任期は法人独自で定めても良いか。

「選任した評議員の就任後」としても良いか。

A. 「選任した評議員の就任後」とした場合、任期が定まらないため、役員等の選任と同様の表現をすることが望ましい。

その他留意事項について

問2

評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。

(答)

1. 常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A

その他留意事項について

【記載例】

(委員の任期)

第〇条 委員の任期は、選任後 4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

令和5年度指導監査方針について

- ・新設法人及び継続指導が必要な法人を選定
- ・周期は3年に1回を原則とするため、令和4年度実施の法人は運営に重大な問題がない場合は令和7年度を予定
- ・継続指導が必要な法人は、改善報告書の提出がない法人や、改善予定の項目が改善されていない法人を対象とします。
- ・周期ではないが、一般監査を希望する場合は、アンケート調査にて回答

その他

アンケート調査にご協力をお願いします。提出をもって出席とします。

提出期限：令和5年10月31日（火）

URL：<https://logoform.jp/form/7p72/256846>

QRコード：



ご視聴ありがとうございました